

民法 採点基準

問題1（10点）

・定義（6点）：遺留分侵害額請求権とは、遺留分権利者が遺贈や贈与によりその遺留分を侵害された場合に、受遺者又は受贈者に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できること。

・条文（2点）：1046条

・その他（2点）：侵害額の算定方法、法改正の経緯など

問題2（15点）

・問題の所在（3点）

XのYに対する請求は、所有権に基づく物権的返還請求としての明渡請求であるので、Xに甲土地所有権が帰属し、乙建物を通じた甲土地の占有が要件となる。

本問においては、物権的請求権の相手方が誰になるかが問題となる。

・規範定立

物権的請求権の相手方につき、侵害物（建物）の実体法上の所有者であることが原則となること（4点）

例外的に、建物の登記名義人が相手方になるかどうかについての規範定立（5点）

・あてはめ・結論（3点）

Xの、Yに対する、乙建物収去による甲土地の明渡請求は認められる、あるいは認められない。